

発注情報詳細等

件名 「令和4年度横浜市国際学生会館のエアコン・冷蔵庫の設置等委託業務」

(令和4年7月7日公表分)

教育委員会事務局
小中学校企画課

発注情報詳細等 目次

	ページ
令和4年度横浜市国際学生会館のエアコン・冷蔵庫の設置等委託業務について・・・	1
発注情報詳細（物品・委託等）・仕様書及び内訳書・・・・・・・・・・・・・・・・	2
質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
公募型指名競争入札参加意向申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

横浜市国際学生会館のエアコン・冷蔵庫の設置等委託業務について

教育委員会事務局小中学校企画課

1 競争入札に付する事項

別添仕様書及び内訳書のとおり

2 仕様書及び内訳書に関する質問

(1) 方法

仕様書及び内訳書に質問があり、回答を求める場合には、発注情報詳細に定める期日までに、別紙「質問書」を小中学校企画課に FAX または電子メールで提出してください。（ただし、FAX の場合は提出した旨を電話で連絡してください。）

(2) 質問書の提出先

横浜市教育委員会事務局小中学校企画課 担当：内田

FAX：045(664)5499 / メールアドレス：ky-kikaku@city.yokohama.jp

(3) 回答

令和4年7月21日（木）までに横浜市（教育委員会事務局）ホームページ上に掲載します。それ以外による回答は行いません。

(4) その他

入札後、仕様書及び内訳書について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札方法

(1) 入札及び開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

(2) 「公募型指名競争入札指名通知書」を持参した入札参加者が入札書を直接投函する紙入札とします。

(3) 入札回数

ア 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。

イ 二回目の入札で落札者がいないときは、最低価格を提示した業者と交渉を行い、合意した場合に随意契約を行うこととします。

4 契約手続等に関する問合せ先（入札参加申込送付先）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

横浜市教育委員会事務局小中学校企画課 担当：内田

電話：045(671)3285

発注情報詳細（物品・委託等）

入札方法	入札書の持参による公募型指名競争入札		
件名	横浜市国際学生会館のエアコン・冷蔵庫の設置等委託業務		
納入／履行場所	〒230-0048 神奈川県横浜市鶴見区本町通4丁目171番地の23 横浜市国際学生会館		
納入／履行期間等	契約決定した日から令和4年9月30日まで		
入札参加資格	営業種目	電気機械類 その他の修理 その他の委託等	
	所在地区分	市内	
	その他	<p>1 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>2 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において所在地区分が「市内」、企業規模区分が「中小企業」であり、次のいずれかの種目が第5位までに登録があること。 種目 016:電気機械類 202:その他の修理 350:その他の委託等</p> <p>3 種目が「その他の修理」又は「その他の委託等」の場合は、「営業許・認可」において「電気工事業登録」があること。</p> <p>4 入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p>	
提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書		
設計書（仕様書）	3ページ以降		
入札参加申込締切日時	令和4年7月27日 午後3時 持参または郵送（郵送の場合は発送した旨を電話または電子メールで発注担当課へ連絡すること） 受付場所：横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎14階 教育委員会事務局 小中学校企画課		
指名・非指名通知日	令和4年8月1日		
質疑締切日時	令和4年7月14日 午後3時	回答期限日時	令和4年7月21日
入札及び開札日時	令和4年8月8日 午後2時		
入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎 14階 14-N03 会議室		
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない
注意事項			
発注担当課	教育委員会事務局小中学校企画課 電話 045-671-3285 メールアドレス：ky-kikaku@city.yokohama.jp		
契約事務担当課	教育委員会事務局小中学校企画課		

令和4年度 一般会計歳出 第15款1項4目 教育指導振興費 12節 委託料(費用)

受付 番号	種目番号	連絡先	教育委員会事務局 小中学校企画課
	—		担当者名 内田 電話 671-3285

設 計 書

- 1 委 託 名 横浜市国際学生会館のエアコン・冷蔵庫の設置等委託業務
- 2 履 行 場 所 横浜市国際学生会館
- 3 履 行 期 間 期間契約締結日から令和 年 月 日まで
又 は 期 限 期限 令和4年9月30日まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 そ の 他 特 約 事 項 なし
- 6 現 場 説 明 不要
要 (月 日 時 分、場所)
- 7 委 託 概 要 別紙仕様書のとおり
- 8 部 分 払 い する (回以内)
しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

* 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額

内訳 業 務 価 格

消費税及び地方消費税相当額

横浜市国際学生会館のエアコン・冷蔵庫の設置等委託業務 仕様書

1 履行期限

令和4年9月30日まで

2 場所

〒230-0048 横浜市鶴見区本町通4丁目171番地23
横浜市国際学生会館

3 数量

(1) エアコン

35台

(2) 冷蔵庫

35台

4 委託内容

横浜市国際学生会館の指定された個室に設置されたエアコン及び冷蔵庫を新しいものに更新し、取り外した旧機種の廃棄処分を行う。

(1) エアコン

ア 個室内に設置されたエアコンを取外す。

イ 新しいエアコンを個室内に取り付け、初期設定及び動作確認を行う。

ウ 取り外したエアコン及びパッケージ等を廃棄処分する。

エ 契約後に指定する1室のみ、6畳用エアコンを設置する際に単相200Vを100Vへ変更する。

(2) 冷蔵庫

ア 個室内に設置された冷蔵庫を取外す。

イ 新しい冷蔵庫を個室内に設置し、初期設定及び動作確認を行う。

ウ 取り外した冷蔵庫及びパッケージ等を廃棄処分する。

5 設置等を行うにあたっての条件

(1) エアコン及び冷蔵庫は、納品業者が8月31日までに横浜市国際学生会館の地下駐車場に納品する。引継ぎ方法等について納品業者と別途調整すること。

(2) エアコン及び冷蔵庫を地下駐車場から各個室へ運搬する際は、エレベーターを使用してよい。ただし、エレベーターを汚さないように配慮すること。

(3) 廃棄するエアコン及び冷蔵庫は、地下駐車場の指定した場所に仮置きし、積み込みを行うこと。

(4) エアコン及び冷蔵庫の初期不良については、納品業者の責任とする。ただし、初期不良があった場合は納品業者と調整を行うこと。

(5) エアコン及び冷蔵庫の処分については、家電リサイクル法に基づき、処分すること。

6 その他

(1) 業務の遂行に当たっては、横浜市国際学生会館の管理者（以下、「管理者」という。）と十分に協議を行い、必要事項については管理者の指示を受けること。

(2) 業務の遂行に当たっての作業方法及び進行状況等については、管理者に適宜連絡し、必要事項については指示を仰ぐこと。

(3) 委託業務の処理について、管理者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責に任ずるものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、別添の委託契約約款に従うものとする。

質 問 書

件名：横浜市国際学生会館のエアコン・冷蔵庫の設置等委託業務

商号又は名称

担当者氏名

電話番号（ ） -

F A X（ ） -

仕様書の該当箇所	質問内容

令和 年 月 日

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 令和4年7月7日

種目名 電気機械類 その他の修理 その他の委託等

	契約番号	件名
1	—	横浜市国際学生会館のエアコン・冷蔵庫の設置等委託業務
2		
3		
4		
5		

※「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

別記様式 1

入札（見積）書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金 額				億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名 横浜市国際学生会館のエアコン・冷蔵庫の設置等委託業務

(注意)

入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。

これによらない方法での入札（見積り）を指示された場合は、それに従うこと。

- 1 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 2 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。